

自己点検事項

◇ 精神科急性期医師配置加算2の口(A249)

(1) 当該病棟における常勤の医師は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院の決定を受けた者(以下「医療観察法入院患者」という。)及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち6割以上が入院日から起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行している。 (適 ・ 否)

※「自宅等へ移行する」とは患家、介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設へ移行すること。

※「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除くもの。

※退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

(3) 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療(電話等再診を除く。)件数が年間20件以上であり、かつ、入院件数が年間8件以上である。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等 ・ 当該入院料を算定する各病棟に常勤の医師が配置されていることが確認できる書類(出勤簿等)

点検に必要な書類等 ・ 3月以内に退院し、自宅等へ移行した患者数が分かるもの

点検に必要な書類等 ・ 精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における外来診療(電話等再診を除く。)の年間件数及び年間入院件数が分かるもの

医療機関コード

保険医療機関名